

国別ジェンダー情報整備調査
(ナミビア国)

平成 21 年 3 月

国際協力機構
公共政策部

国別ジェンダー情報整備調査
(ナミビア国)

目次

要約

略語表

1. 基礎指標.....	1
1-1 経済社会関連指標.....	1
1-2 保健医療関連指標.....	2
1-3 教育関連指標.....	2
2. 女性の概況とジェンダーに関する政府の取り組み.....	4
2-1 ナミビア国の女性の概況.....	4
2-2 ジェンダーにおけるナミビア共和国政府の取り組み.....	7
2-3 ナショナル・マシナリー.....	9
3. 主要セクターにおける女性の現状.....	10
3-1 教育分野.....	10
3-2 保健医療分野.....	12
3-3 農林水産業分野.....	14
3-4 経済活動分野.....	16
4. ナミビア国における開発援助事業の計画・実施・評価に際し留意すべきジェンダー課題及び配慮事項.....	18
5. 国際機関・その他機関によるジェンダー関連援助事業.....	19
6. ジェンダー関連の情報源.....	20
6-1 関連機関／組織・人材リスト.....	20
6-2 関連文献リスト.....	22
7. 用語・指標解説.....	24

要 約

ナミビア共和国における女性の概況

ナミビアは、ジェンダー平等化において、進展をみせているが、未だに課題は残っている。最も大きな課題は、女性の地位向上を目的にすることよりも、それを全面に押し出すことである。警察に報告された全国統計によれば、多くの女性への暴力が存在することがわかった。女性の意思決定参加については、多大な進捗があるナミビア政府は、女性の権利を強化するために、様々な努力をしてきた。その中でも、最も意味があるのは、女性の権利に関する法令の整備を行い、女性、男性が平等に政治、社会経済的活動に参加することを促すものである。

ジェンダー政策

女性のエンパワーメントならびにジェンダー平等化がナミビアのジェンダーポリシーである。「アフリカジェンダー開発指標」にかかる調査がナミビアでは実施されており、データ収集のために、国家顧問委員会が設立された。ナミビアでは、ジェンダー平等化に関し、更に新たな法令が整備されつつある。

ナショナル・マシナリー

ナミビアのナショナル・マシナリーは、ジェンダー平等化・子供の福祉省の下にある、ジェンダー平等化局である。ジェンダー平等化局には、ジェンダー部ならびに調査・法務・国際関係部に分かれる。

教育分野におけるジェンダー

ナミビア政府は、初等教育、中等教育におけるジェンダー格差を 2005 年までに、すべてのレベルでの教育における格差を 2015 年までに是正することを目標としている。女性の就学率は上昇している。これに基づき、女性の識字率も上昇している。

保健分野におけるジェンダー

ナミビアは、1990 年の独立以来、社会サービス分野で著しい開発を果たした。75%の妊産婦 専門家の下で出産できるようになった。しかしながら、HIV/AIDS のために男女とも平均寿命は下降している。国民の 20%が HIV に感染している。中でも、女性の HIV 感染率は 53%に達し、2002 年には、妊産婦の 22%が感染した。このため、保健省は母子感染の予防に力を注いでいる。ナミビアの保健サービスは比較的充実しているといえる。

農林水産業分野におけるジェンダー

ナミビアでは、人口の 80%が農業に従事している。1989 年には、牛肉や畜牛の輸出が GDP の 10.8%を占めた。そのうち、女性が占める全体の割合は、59%を占めるが、農村部では、70%となっている。現在、ナミビアでは、ジェンダー主流化を行っており、各省庁にジェンダーフォーカルポイントの配置を行っているが、農業省にはまだ浸透しておらず、農業におけるジェンダー課題に対応できない状況である。

経済活動におけるジェンダー

ジェンダーと就労に関するナミビア政府の政策は、男性と女性に同等の就労の機会を保障し、女性の自立を促すものである。ナミビアでは、働く女性の割合は、男性よりも高い。

略語表
(ナミビア国)

略語	英語名	日本語
AIDS	Acquired Immune Deficiency Syndrome	後天性免疫不全症候群
BPA	Beijing Platform for Action	北京宣言
CEDAW	Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
CSO	Civil Society Organizations	市民組織
DWA	Department of Women Affairs	女性局
GBD	Gender Based Violence	ジェンダーに起因した暴力
GFP	Gender Focal Point	女性問題
HIV	Human Immune Deficiency Virus	人免疫不全ウイルス
ICT	Information, Communication and Technology	情報通信教育
LAC	Legal Assistance Centre	法律支援センター
MAWD	Ministry of Agriculture Water and Rural Development	農業・水・村落開発省
MBESC	Ministry of Basic Education, Sports and Culture	基礎教育・スポーツ・文化省
MDGs	Millennium Declaration/ Development Goals	ミレニアム開発目標
MHETEC	Ministry of Higher Education, Training and Employment Creation	高等教育・訓練・雇用省
MOHSS	Ministry of Health and Social Services	保健・社会サービス省
MLRR	Ministry of Lands, Rehabilitation and Resettlement	土地・リハビリ・移転省
MMCVAWC	Multimedia Campaign on Violence against Women and Children	女性と子供に対する暴力禁止キャンペーン
MOJ	Ministry of Justice	法務省
MWACW	Ministry of Women Affairs and Child Welfare	ジェンダー平等・子供の権利省
NAMDEB	Namibia De Beers	ナミビアダイヤモンド株式会社
NGMP	National Gender Mainstreaming Program	国家ジェンダー主流化プログラム
NGMTF	National Gender Mainstreaming Task Force	国家ジェンダータスクフォース
NGO	Non Governmental Organizations	非政府組織
NGPA	National Gender Plan of Action	国家ジェンダー開発計画

略語	英語名	日本語
PWC	Parliamentary Women's Caucus	国会内女性部会
SAWC	Southern African Development Community	南アフリカ開発コミュニティ
UN	United Nations	国際連合
UNECA	United Nations Economic Commission for Africa	国連アフリカ経済開発連合
UNFPA	United Nations Populations Fund	国連人口基金

1. 基礎指標

1-1 経済社会関連指標

経済社会関連指標							出典	
社会指標								
国際開発指標	人間開発指数		ジェンダー開発指数		ジェンダーエンパワメント指数			
	N/A		N/A		N/A			
人口動態指標	総人口 (百万)		都市人口比率 (%)		人口増加率 (%)	合計特殊出生率 (%)		
		女性人口比率 (%)		女性人口比率 (%)				
	1991	1,402	N/A	28.0	N/A	3.1	N/A	2)
	2007	1,830	52.3	33.0	N/A	2.6	3.5	2)
	平均余命		世帯主別による世帯数					
		男性	女性	総計	男性世帯主	女性世帯主		
	1996	59	63	N/A	N/A	N/A		2)
	2007	48	50	371,678 (2007)	59.5	40.5		4)
経済指標		一人当たり GNP	実質 GDP 成長率	GDP デフレーター*	ジニ係数*	開発援助額 /GNP		3)
	1995	N/A	4.5	N/A	N/A	N/A		
	2007	N/A	5.2	N/A	6.6	N/A		
部門別公共支出		保健医療	教育	社会福祉	防衛	ジェンダー	その他	
	Unit N\$	(000)	(000)	(000)	(000)	(000)	(000)	
		N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	
		対 GDP	対 GDP	対 GDP	対 GDP	対 GDP	対 GDP	
	%	4.7	21.3	N/A	N/A			
産業比率(対 GDP 比)		農業	工業	サービス業	その他			6)
	%	%	%	%	%			
	2007	21.9	20.9	51.0	6.2			
労働指標		総労働人口		失業率		最低賃金		
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	
	No	5,313,000	281,710	84,007	101,251	N/A	N/A	6)
	2001	73.2	64.1	26.8	35.9	-	-	
労働人口比率 (年)		農業	非農業部門					
			工業	商業	サービス	その他		
労働人口		102,439	50,474	17,788	233,842	5,048		6)
女性比率 (%)		20.7	5.1	3.5	69.4	1.3		
ジェンダー関連の取り組み								
女性に関する国際条約批准・署名の有無							署名・批准年	7)
北京宣言批准							1995	
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (CEDAW) 批准							1996	
南部アフリカ開発委員会 女性の権利宣言							1997	
意思決定参加率 (%)								
行政	議会	28	民間	役員	820		8)	
	大臣	5		専門技術職	33%		9)	
	副大臣/次官	5						
ジェンダー関連政策							制定年	
全政府関連省、機関に対するジェンダー政策へ徹底							2004	9)
地域、国際関係機関のジェンダー規律へのナミビア国のアクセス強化							2004	
国内におけるジェンダーネットワーク委員会等の設立							2004	
ジェンダー関連法律							制定年	
婚姻者の平等法							1996	
共同体土地法							2002	

経済社会関連指標		出典
ナショナル・マシナリー名	ジェンダー平等・こどもの福祉省	

1-2 保健医療関連指標

保健医療指標							出典	
人口に対する医療サービス		病床数／人口 1,000 人	医師数／人口 1,000 人					
		N/A	N/A					
乳児死亡率	2006	全体	45/1000	女児		N/A		
5歳未満児死亡率	2008	全体	61/1000	女児		N/A	1)	
結核による死亡率	2004	全体	44/100,000	女児		N/A	10)	
主要感染症による死亡率	2004	全体	806/100,000	女児		N/A	10)	
1歳児におけるワクチン接種率		BCG	三種混合	ポリオ	麻しん			
		88	90	74	63		1)	
リプロダクティブ・ヘルス		家族計画実行率		出産介助率*		妊婦貧血率		
	男性	69		-		N/A		
	女性	48		79		N/A		
	2006	妊産婦死亡率		合計特殊出生率		平均初婚年齢		
		0.52		3.6		N/A		
栄養		5歳未満児における栄養不良率		経口補水療法利用率		ヨウ素欠乏症		
	2006	14		19		37		
地域医療サービス		安全な水普及率			衛生施設普及率			
		全体	都市部	農村部	全体	都市部	農村部	
	2006	87	98	81	25	50	13	
HIV/AIDS		HIV 感染率 (15歳 - 49歳)				HIV/AIDS に関する適正な知識の保有率		2)
		全体	男性	女性				
					妊産婦	男性	女性	
	2008	N/A	N/A	N/A	N/A			
	%	21.3	N/A	N/A	N/A	98.8	99.1	

注: *については「用語・指標説明」参照のこと

1-3 教育関連指標

教育関連指標							出典
教育制度		初等	1,043	中等	587	高等	11
成人識字率(15歳以上)		全体	85	男性	88.6	女性	90.9
初等教育							
就学率	2006	全体	50,638	男児	N/A	女児	N/A
	%		100		50.8		49.2
進級率	2006	全体	76.8	男児	74.7	女児	76.9
	%						
退学率	2006	全体	N/A	男児	7.3	女児	
	%		6.9		6.9		6.5
中等教育							
就学率	2006	全体	152,638	男児	N/A	女児	N/A
	%		100		48.7		51.3
進級率	2006	全体	95.8	男児		女児	
	%						
退学率	2006	全体	N/A	男児	N/A	女児	N/A
	%		1.9		N/A		N/A

教育関連指標								出典
高等教育								
就学率	2006	全体	2,707	男児	N/A	女児	N/A	11)
	%		N/A		N/A			
進級率	2006	全体	N/A	男児	N/A	女児	N/A	
	%		N/A		N/A			
退学率	2006	全体	N/A	男児	N/A	女児	N/A	
	%		N/A		N/A			
男女別・分野別高等教育 就学率		教育学	芸術	社会学	理工学	医学	その他	
			N/A	N/A		N/A		

注:*については「用語・指標説明」参照のこと

出典:

- 1) Statistics of UNICEF, 2008 (Web site)
- 2) Demographic and Health Survey, 2006-2007
- 3) National Accounts, 2000-2007
- 4) Namibia Household Income and Expenditure Survey, 2006
- 5) IMF Statistics, 2008 (Web site)
- 6) 2001 Population and Housing Census, 2003
- 7) Namibia National Progress Report on the Implementation of the Beijing Platform For Action(Beijing +10)(Web site)
- 8) Ministerial Annual Report 2006, Ministry of Gender Equality and Child Welfare
- 9) Statistics on Men and Women in Management Positions in the Private Sector of Namibia, 2006
- 10) Namibia Country Health System Fact Sheet 2006, WHO (Web site)
- 11) Education Statistics, 2006

2. 女性の概況とジェンダーに関する政府の取り組み

2-1 ナミビア国の女性の概況

ナミビア国の女性の概況

- 1) ナミビアは、ジェンダー平等化において、進展をみせているが、未だに課題は残っている。最も大きな課題は、女性の地位向上を目的にすることよりも、それを全面に押し出すことである。
- 2) 警察に報告された全国統計によれば、多くの女性への暴力が存在することがわかった。
- 3) 女性の意思決定参加については、多大な進捗がある。
- 4) ナミビア政府は、女性の権利を強化するために、様々な努力をしてきた。その中でも、最も意味があるのは、女性の権利に関する法令の整備を行い、女性、男性が平等に政治、社会経済的活動に参加することを促すものである。

[概要]

ナミビア国（以下、ナミビア）は、完全な男女平等を成し遂げることへの挑戦を目的に前進してきたが、より多くの課題が多く残されている。このため、ナミビア政府は、ジェンダー主流化にさらに力を入れることとしている。

ナミビアには、12部族の民族が住んでいるが、1990年の独立後も伝統的な慣習等も維持してきた。これは、憲法でも「近代的且つ伝統的法を重んじる」とある。この中で、女性の地位も守るとしている。

[セクシャル・ハラスメント及び女性に対する暴力]

国家センサスの結果によれば、全国の警察所に対し、女性に対する暴力が報告されている。以下の表は、2002年から2005年の間に報告された各地域の暴力事件の数を表す。

1月ごとに報告される暴力の件数（平均） 2002-2005

地域	2002	2003	2004	2005
Caprivi	34	30	25	25
Oshikoto	53	47	51	48
Kunene	28	33	28	52
Karas	47	48	59	55
Omusati	23	44	55	55
Erongo	67	72	74	56
Kavango	40	47	48	58
Oshana	101	118	100	68

¹ Gender Based Violence Reported Cases on Rape, Attempted rape, assault with intent to do grievously bodily harm of murder with fire arm, other weapons or by any other

地域	2002	2003	2004	2005
Hardap 4	43	58	77	71
Omaheke	52	58	77	76
Otjozondjupa	45	68	68	102
Ohangwena	50	77	73	111
Khomas	174	161	180	154
TOTAL	763	861	915	931

Source: NAMPOL Crime Prevention Unit, 2002 - 2005.

毎年、12月に最も多くの暴力事件が報告されるが、2002年に報告された、約760件のうち、女性に対するものが380件であった。また、このデータによれば、1月における平均の暴力事件のうち約半数が女性に対するものであったことを示している²。

[政府における意思決定への参加における課題]

女性の意思決定機構の参加については、ナミビアでは、女性の上部の地位に対する参加が増加している。公的機関における女性の参加の割合は、33%を占めている。これは、ナミビアが2005年に目標としていた30%の参加率を越えている。しかし、そのうち、49%の女性が下部の地位にとどまっており、今後女性の上部の地位の増加が望まれている。以下の表は、公的機関における、女性の参加を示すものである。

公的部門における、女性の上部地位を占める割合 (2009年2月時点)³

職位	総計	男性	女性	女性の占める割合
長官	1	1	0	0
部長	26	20	6	23
補佐官	25	19	6	24
事務次官	42	32	10	24
局長	157	107	50	32
副局長	298	191	107	36
総計	549	370	179	33

[宗教、慣習及び伝統的価値観による課題]

1990年の独立以来、ナミビア政府は女性の権利の強化にちからをいれてきた。特に、女性の様々な権利や男性と女性の平等を守り、女性の政治、経済社会、経済活動、伝統文化における活動に対する、意思決定権を促す法整備に力を注いできた。

² Gender Based Violence Reported Cases on Rape, Attempted rape, assault with intent to do grievously bodily harm of murder with fire arm, other weapons or by any other

³ Women in the Management Positions in the Public Service, Parastatals and Private Sector

しかし、伝統的な慣習の中では、未だ多くの女性が男女平等を達成することはできていない。伝統的な慣習の中での女性に対する差別撤廃の原理のもと、ナミビア国憲法では、伝統的な慣習、各部族の伝統的風習を擁護しながらも、その中で女性の権利の尊重と人権の向上を謳っている。しかしながら、いくつかの点で、未だ伝統文化、宗教が女性の権利の向上に影響を及ぼしている。この点がジェンダー平等の妨げとなっていることは否めない。これらの問題に対しては、総合的なアプローチが必要となっている。この点においては、伝統的な慣習を尊重しながらも、女性の権利を守る様々な法令が批准されており、その効果が期待されている。

これらの点では、女性の男性に対する従属的な慣習、*izeqamgwago* を見直すに対する教育が重要と考えられている。女性の平等推進委員会は、これらの慣習が女性の権利や保健、女性の尊厳を脅かしていると批判している。しかし、特に女性の割礼の慣習に対しては、賛否両論がいまだにナミビア国社会に残っている。また、意志に反する結婚も問題となっている。不当な差別撤廃と平等に係る法令(2000年)ではこの点にふれ、これらの行動は禁止されているが、更なる法令の整備が必要とされている。

2-2 ジェンダーにおけるナミビア共和国政府の取り組み

ナミビア国政府の取り組み

- 1) 女性のエンパワーメントならびにジェンダー平等化がナミビアのジェンダーポリシーである。
- 2) 「アフリカジェンダー開発指標」にかかる調査がナミビアでは実施されており、データ収集のために、国家顧問委員会が設立された。
- 3) ナミビアでは、ジェンダー平等化に関し、更に新たな法令が整備されつつある。

[ジェンダー政策及び開発計画]

ナミビアのジェンダーポリシーは以下の通りである。

指名

ジェンダー平等化を保障し、女性、男性、子どもたちの平等な社会経済発展に寄与する。

ビジョン

ナミビアにおいて、すべての人々に平等な社会を保障する。

行動声明

ジェンダー平等化ならびに子供達の幸福を創造し、保障する環境を整備する。

ジェンダー平等化・子供の福祉省の活動

- 国家ならびに地方レベルにおける、ジェンダー平等化のポリシー、プログラムの実施を計画、開発、モニター、コーディネート並びに擁護する。
- 個々の対象グループやコミュニティに対する、必要なサービスを提供するための施設を整備する。
- ジェンダーに関する法令を理解し、実施する体制を整備する。
- コミュニティ開発において、住民のエンパワー、住民参加を促す。
- 地方議会や地方の公的機関に対し、コミュニティに係る開発に対する活動についての助言を行う。
- 国内中にジェンダー主流化を徹底する。
- HIV/AIDS 予防に対する活動を行う。
- 国内の全ての子供たち、特に難民の子供たちを擁護する。
- コミュニティ主流の開発プログラムの実施、モニタリング、評価を実施する。
- 地方における、収入向上活動にかかる支援を行う。
- 関係省庁ならびに NGO との連携を図る。
- 地方のコミュニティ開発担当者のキャパシティ・ビルディングを実施する。
- すべてのトレードフェアにおいて、女性プロジェクトの参加を推進する。

[実施中の政策等]

アフリカジェンダー開発指標プロジェクト(AGDI)

AGDI が、ナミビアで開始された。これは、ジェンダー主流化を推進するための、基本指標を取りまとめる調査プロジェクトである。AGDI は、Economic Commission for Africa (アフリカ経済委員会：ECA)が開発したものであり、不足している情報を整理し、ジェンダー主流化に役立てるものである。このプロジェクトは、アフリカの12カ国で実施されており、その結果はアフリカ諸国において出版される。

国家顧問パネルの設立 (NAP)

各省庁や関係諸機関の代表による AGDI プロジェクトを推進する NAP が設立された。NAP は、特に地方におけるジェンダーにかかるデータを収集し、各中央省庁のジェンダーポリシー策定に役立てるものである。

[ジェンダー関連法令]

ジェンダー関連法制度

法令名	制定年	概要
Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women in 1992 (CEDAW), Namibia	1992	女性に対する差別撤廃
Affirmative Action (Employment) Act	1998	男女の均等雇用の促進
The Combating of Rape Act of 2000 and the Domestic Violence Act	2003	女性に対するレイプの防止
The Traditional Authority Act,	N/A	伝統的リーダーによる、女性の保護
The Community Court Act	1993	基本的な労働条件と最低賃金の保障
The National Gender Policy	1997	ナミビアのジェンダーポリシー
The Constitution of Namibia	N/A	ナミビア憲法。女性に対する差別撤廃を謳っている
The Labour Act, and the Income	1992	職場における女性への差別の禁止
Local Authority Act	1992	地方政府における女性の意思決定参加の促進
The Combating of Rape Act and	2000	女性に対する性的虐待の禁止
A National Land Policy	1998	土地所有に係る不平等の禁止
The Communal Land Reform Act	2002	男女のコミュニティ土地所有の保障
The Labour Act	1992 Under review	産休を認めた法律
The Abortion and Sterilization Act	1975	堕胎を承認した法律
The Educational Policy	N/A	妊娠した女子生徒の権利を守る法律
The Married Persons Equality Act	1996	既婚女性に対する権利の保障

Source: National Gender Policy, Domestic Violence Act among Measures Highlighted, 2007

2-3 ナショナル・マシナリー

ジェンダーに係るナショナル・マシナリー

- 1) ナミビアのナショナル・マシナリーは、ジェンダー平等化・子供の福祉省の下にある、ジェンダー平等化局である。
- 2) ジェンダー平等化局には、ジェンダー部ならびに調査・法務・国際関係部に分かれる。

[ナショナル・マシナリー]

ナミビアは、1995年の世界女性会議（北京）に参加した。北京プラットフォームアクションは、女性の人権の保障、女性の貧困削減、女性の意思決定過程への参加の促進、女性に対する暴力の排除、女性や女兒の教育・保健サービスへのアクセス向上、女性の経済活動の促進を決議した。これらの目的を達成するために、ジェンダー平等化・子供の福祉省、ジェンダー平等化局は、以下の計画を策定した。

- 女性に対する差別を撤廃し、社会経済的活動への参加を促進する。
- 女子差別撤回委員会（CEDAW）等の国内、国際的な取り決めを実施に移す。
- 女性センターなどの設立を通して、女性活動を推進する。
- 女性や子供の置かれている現状を調査を通して把握し、情報を具体的なプログラムに利用する。
- コミュニティの男性女性に対し、法律への知識を向上させる。
- ジェンダー主流化にむけて、男性女性のキャパシティを向上させる。

ジェンダー平等化・子供の福祉省の組織

ジェンダー平等化・子供の福祉省

大臣

Hon. Marline Mungunda

副大臣

Hon. Angelika Muharukua

書記官

Ms. Sirkka Ausiku

ジェンダー平等局

Director: Mr. V. Shipoh
Deputy Director: Ms. R. MAbakeng

コミュニティ統合ならびに幼児開発局

Director: Ms. E. Nghintwikwa
Deputy Director: Ms. M. Shalumbu
Deputy Director: Ms. S. Onesmus

一般サービス局

Deputy Director: Mr. K. Kapenda

子供福祉局

Director: Mrs H. Andjamba

出典：Ministry of Gender Equality and Child Welfare

3. 主要セクターにおける女性の現状

3-1 教育分野

教育分野の概況

- 1) ナミビア政府は、初等教育、中等教育におけるジェンダー格差を 2005 年までに、すべてのレベルでの教育における格差を 2015 年までに是正することを目標としている。
- 2) 女性の就学率は上昇している。これに基づき、女性の識字率も上昇している。

[政策]

ナミビア政府は、初等教育、中等教育におけるジェンダー格差を 2005 年までに、すべてのレベルでの教育における格差を 2015 年までに是正することを目標としている。目標とする指標は以下のとおりである。

- 女子生徒、男子生徒の初等教育、中等教育、高等教育における就学率
- 15-24 歳の女性の識字率

[ジェンダーの教育分野における開発と識字教育の開発]

女子生徒、男子生徒の就学人数と女子生徒の割合 (教育統計, 2001)

	年	総計	女子	男子	女子生徒の割合
初等教育	1995	367,249	183,227	184,022	99.6
	2001	396,252	198,173	198,079	100.0
中等教育	1995	103,149	55,641	47,508	117.1
	2001	130,577	69,396	61,181	113.4
高等教育	1995	540	232	308	75.3
	2001	663	329	334	98.5

Source: 2001 Census

上記の表によると、女子の就学率は上昇している。女子の中等教育における就学率は、男子を上回っている。しかし、高等教育以下のレベルでは、女子の就学率は比較的低くなっているが、1995年には75.3%から2001年には98.5%と徐々に上昇している。

地域別に見た、女子生徒と男子生徒の識字率比較

	女子	男子	女子/男子
国全体	91.7	87.3	105
都市部	95.4	91.5	104
地方部	89.8	85.3	105

Source: 2001 Census

上記の表は、男女（15－24歳）の識字率を表している。全体的に、ナミビアでは女性のほうが識字率が高い。これは、ナミビアの教育システムが女性に対して良い方向に向かっていることを表している。

以下に、教育分野におけるジェンダー平等化の計画を示す。

- 女性の現実的な必要性を再把握する
- 女性の差別を撤廃するため、伝統的な法令を改革していく
- 様々な経済的活動の中での、女性の役割を見直す
- 女性の識字率を上昇させる
- 女性の経済活動への参画を向上させる

3-2 保健医療分野

保健医療分野の概況

- 1) ナミビアは、1990年の独立以来、社会サービス分野で著しい開発を果たした。75%の妊産婦が専門家の下で出産できるようになった。しかしながら、HIV/AIDS 感染を主な理由として男女とも平均寿命は下降している。国民の20%がHIVに感染している。
- 2) 中でも、女性のHIV感染率は53%に達し、2002年には、妊産婦の22%が感染した。このため、保健省は母子感染の予防に力を注いでいる。
- 3) ナミビアの保健サービスは比較的充実しているといえる。

[政策]

保健分野における、政府のジェンダー政策は以下のとおりである。

- ナミビアは、国民、特に女性に対して予想される疾病への予防策や治療を提供することである⁴。

[保健医療概観]

ナミビアは、1990年の独立以来、社会サービス分野で著しい開発を果たした。75%の妊産婦が専門家の下で出産できるようになった。しかしながら、HIV/AIDS のために男女とも平均寿命は下降している。国民の20%がHIVに感染している。

[保健施設⁵]

ナミビアの保健サービスは以下の通りである。

- 出産ケア (51%)
- HIV/AIDS 教育 (81.5%)
- 栄養 (56.7%)
- 予防接種 (91.5%)
- 家族計画 (77.9%)
- コンドーム配布 (81.3%)
- 妊産婦ケア (59.9%).
- 妊産婦に対するヘモグロビン検査、妊産婦準備ケア(90%)⁶

⁴ Namibia National Progress Report on the Implementation of the Beijing Platform For Action (Beijing +10)

⁵ Namibia National Progress Report on the Implementation of the Beijing Platform For Action (Beijing +10)

⁶ Namibia National Progress Report on the Implementation of the Beijing Platform For Action (Beijing +10)

[ジェンダーと HIV/AIDS⁷]

女性の HIV 感染者は 53%である。2002 年には、HIV に感染している妊産婦の率は、22% である。保健省は、ARV を用いた母子感染予防プログラムを導入した。このプログラムは、全国で実施されている。

第 3 次中期 HIV/AIDS 計画を、2004 – 2009 年間に実施している。以下が主な原理である。

- マルチセクターアプローチ
- 政治的な公約
- 市民の参加
- 差別・トラウマの解消
- 人権アプローチ
- 優先順位づけ
- 良き政府
- 治療へのアクセス
- プライバシーの尊重

教育省や保健省では、この政策を取り入れ、2003 年には HIV/AIDS 教育を実施した。また、漁業海洋資源省においても、同様の活動を実施した。その他の省庁や政府関連機関においても同様の活動が期待されている。ジェンダー平等化・子供の福祉省においても、ジェンダー主流化の一環としてレプロダクティブヘルス分野で女性用避妊具の導入を行った。UNFPA の支援で、研修やワークショップも実施し、女性達の間でも評価され、避妊具も無料で配布された。

しかし、男性に対する女性の低い立場がこれらの活動に支障をきたしている。また、伝統的な女性に関する慣習や暴力も、負の影響を与えている。男性に対する HIV 感染も問題となっており、大統領の緊急エイズファンド (Emergency Fund for AIDS Relief) も、2008 年から開始された。

⁷ Namibia National Progress Report on the Implementation of the Beijing Platform For Action (Beijing +10)

3-3 農林水産業分野

農林水産業の概況

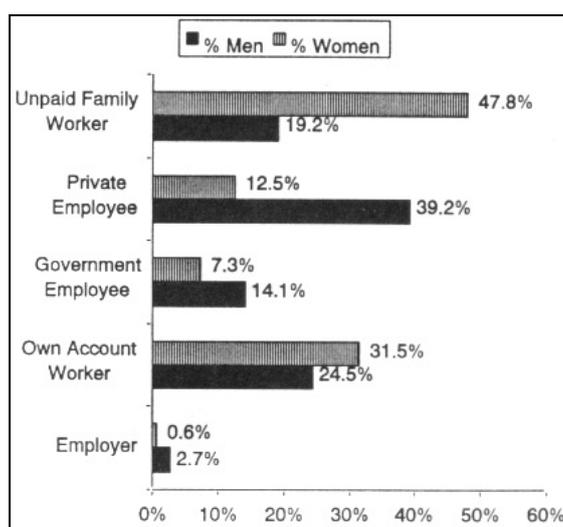
- 1) ナミビアでは、人口の 80%が農業に従事している。1989 年には、牛肉や畜牛の輸出が GDP の 10.8%を占めた。
- 2) そのうち、女性が占める全体の割合は、59%を占めるが、農村部では、70%となっている。
- 3) 現在、ナミビアでは、ジェンダー主流化を行っており、各省庁にジェンダーフォーカルポイントの配置を行っているが、農業省にはまだ浸透しておらず、農業におけるジェンダー課題に対応できない状況である。

[農業の現状と政策⁸]

ナミビアでは、人口の 80%が農業に従事している。1989 年には、牛肉や畜牛の輸出が GDP の 10.8%を占めた。全国で、82.3 百ヘクタールある土地のうち、84%にあたる 69.3 百万ヘクタールが農地である。商品作物を栽培している土地は、農地の 44%を占め、その他の自給用作物の栽培用コミュニティ農地は 41%を占める。これらのコミュニティ農地は 64%の農業従事者により耕作されているが、そのうち 90%が自給用農作物の栽培を行っている。家畜飼育は、農村地域での生計を立てるための主要な活動である。作物としては、とうもろこし、ミレット、小麦である。国家の食糧自給率向上は、国の重要な目標の一つとなっている。

[農業と女性]

1991 年センサスでは、全農業において 59%の従事者を女性が占める。働く女性の 70%以上が農業に従事していることになる。1991 年農業センサスにおいては、初めて自給農業を対象としたが、これらの「家の畑で働く」女性達 (22.4%) は、農業従事者としては換算されなかった。このようなことから、より多くの自給自足農業で働く女性達は男性に比べ、就業していないあるいは、給与を支払われていない労働者として把握されているのが現状である。



農村部の労働者割合

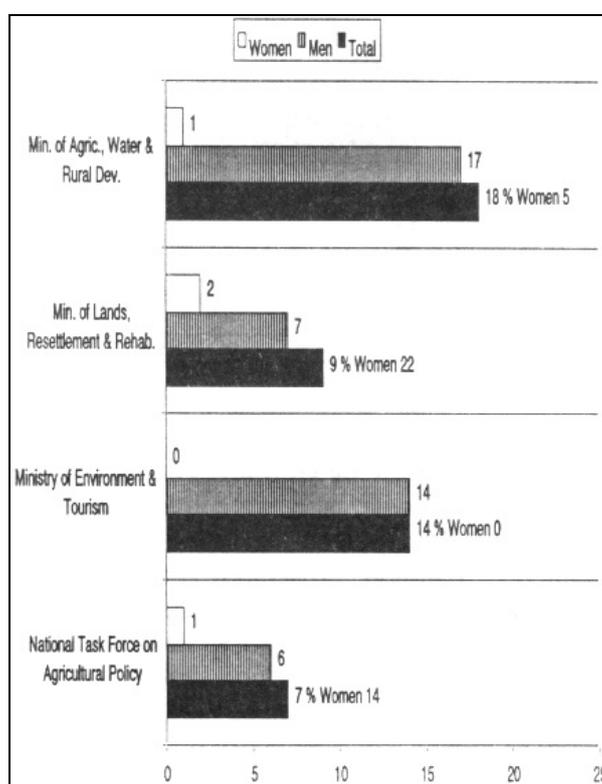
Source: 1991 Census. I

⁸ Women and Agriculture in Namibia, web site (source is not available)

[農業における女性の意思決定力]

ナミビアの農業に携わっている女性は、その殆どが自給用農業であることから、商業作物の栽培に携わる者が参加するナミビア農業組合（NAU）に、これらの女性達はほとんど参加することはできない。しかし、30%から60%の女性は、その関連組合である、ナミビア国家農家組合(NNFU)に参加している。この組合は、1992年にコミュニティ農地働く農家のために設立されたが、女性による食糧加工等の活動には殆どかかわっていない。

現在、ナミビアでは、ジェンダー主流化を行っており、各省庁にジェンダーフォーカルポイントの配置を行っているが、農業省にはまだ浸透しておらず、農業におけるジェンダー課題に対応できない状況である。



農業分野の省庁、公的機関における女性の参加率
Source: Personnel Officers, Namibia

3-4 経済活動分野

経済活動分野の概観

- 1) ジェンダーと就労に関するナミビア政府の政策は、男性と女性に同等の就労の機会を保障し、女性の自立を促すものである。
- 2) ナミビアでは、働く女性の割合は、男性よりも高い。

[女性の就労機会に関する政策]

ジェンダーと就労に関するナミビア政府の政策は、男性と女性に同等の就労の機会を保障し、女性の自立を促すものである。この政策を実現するために、様々な法的政策やプログラムが各省庁やその他の機関で実施され、女性の経済的な自立を促すことである。

[女性の就労]

ナミビアでは、15歳以上の就労人口が全体の人口の54%を占めている。下表は、そのうち約69%が就業しており、約31%が失業者であることを示している。ナミビアでは、全就労人口の二分の三以上が就業していることとなる。下表を見れば、女性の失業率が男性よりも高いことがわかる。

2001年センサス実施時における15歳以上の労働人口概況

地域	労働	総計	女性	男性	総計 %	女性 %	男性 %
全国	被雇用者	409,591	180,459	229,132	68.9	64.1	73.2
	失業者	185,258	101,251	84,007	31.1	35.9	26.8
	総労働人口	594,849	281,710	313,139	100	100	100
都市部	被雇用者	196,960	84,626	112,334	68.5	62.9	73.4
	失業者	90,630	49,978	40,652	31.5	37.1	26.6
	総労働人口	287,590	134,604	152,986	100	100	100
村落部	被雇用者	212,631	95,833	116,798	69.2	65.1	72.9
	失業者	94,628	51,273	43,355	30.8	34.9	27.1
	総労働人口	307,259	147,106	160,153	100	100	100

出典: CENSUS, 2001

[女性の就労にかかる政府の支援策]

下記の法令は、政府による女性の就労を促し、支援するものである。

1) 差別是正措置 (雇用) Act 28 of 1998

この措置は、社会的弱者や女性等に対し、どのような点においても、平等な就労の機会を与えることを謳ったものである。これはフォーマルセクターの職場に対し、黒人、女性、障害者等を50人以上雇用するという義務により、彼らのような人々の雇用を促進するものである。

2) 雇用機会均等委員会の設立

雇用機会均等委員会は差別是正措置をモニターするために設立されて、指定のグループからの人員から構成されている。2人の委員が女性の利益を代表するものでなければならないが、実際には、女性委員は1名である。雇い主は、法の条項を厳守するために、委員会に彼らの実施状況についての経過報告を提出することを要求される。

3) 女性の経済活動を支援するプログラム

その他としては、農業・水・村落開発省から Affirmative Action Loan Scheme という女性が資金を借りられるプログラム等もある。また、ナミビア農業銀行も、低い金利で農家の農業活動、特に女性を対象に資金を融資している。また、ジェンダー平等化・子供の福祉省も、女性に無償資金を与え、収入向上プロジェクトの実施を促している。ジェンダー平等化・子供の福祉省は、トレードフェアへの女性の参加を支援しており、女性の参加者に交通手段を与えたり、フェアでは参加者から物品を購入している。ナミビア国家女性ビジネス協会もまた、ビジネスを営む女性に情報を与えたり、能力強化を図ったりする等の支援をしている。

4. ナミビア国における開発援助事業の計画・実施・評価に際し留意すべきジェンダー課題及び配慮事項

- 1) ナミビアでは、都市と地方の格差が激しい。支援をする場合には、この点を十分に考慮する必要がある。
- 2) また、伝統的な慣習を強く維持している部族がおり、開発から切り離されている。このため、学校等への社会サービスのアクセスも悪く、就学率も低いほか、貧困問題を抱える部族もある。支援を実施する際には、このような伝統的な慣習を尊重しながらも、必要な社会経済インフラ及びサービスに対するアクセスに配慮する必要がある。

5. 国際機関・その他機関によるジェンダー関連援助事業

事業名	実施機関	援助機関	期間	予算 (US\$)	対象分野
ジェンダー一般					
Gender Research & Advocacy Project	Legal Assistant Centre, Namibia	Legal Assistant Centre, Namibia	N/A	N/A	法律
Increasing the involvement of women in natural resources management	WHO	WHO	N/A-	N/A-	環境
教育					
Quarterly Primary Education	USAID	USAID	N/A	N/A	初等教育
保健医療					
Risk of HIV/AIDS	USAID	UNAID	N/A	N/A	HIV/AIDS
The Rights Approach to HIV	Legal Assistant Centre, Namibia	Legal Assistant Centre, Namibia	N/A	N/A	法律
農林水産業					
Land, Environment And Development (LEAD) Project	Legal Assistant Centre, Namibia	Legal Assistant Centre, Namibia	N/A	N/A	法律
経済活動					
Economic Empowerment	USAID	USAID	N/A	N/A	経済開発
その他					
NICI Project	Economic Commission for Africa	Economic Commission for Africa	N/A	N/A	ICT
Natural Resource Development	USAID	USAID	N/A	N/A	環境
Accountability of Government	USAID	USAID	N/A	N/A	ガバナンス
Human Rights and Constitution	Legal Assistant Centre, Namibia	Legal Assistant Centre, Namibia	N/A	N/A	法律
Encouraging the Namibian government to make conservation a priority	WHO	N/A	N/A		ガバナンス

6. ジェンダー関連の情報源

6-1 関連機関／組織・人材リスト

名称	対象分野	主な活動	連絡先
政府機関			
ジェンダー平等化・子供の福祉省	ジェンダー全般	ジェンダー主流化	Corner of Independence Avenue and Juvenis Building Private Bag 13359 Private Bag 13339, Windhoek, Namibia Ph#: (264-61) 2833111/2833204 Fax#: (264-61) 221304/226842 Email: women_affairs@namibia.com.na
大統領府 女性局	ジェンダー全般	ジェンダー主流化	Tre Building, 1st Floor, Private Bag 13339, Windhoek Ph#: (264-61) 226 842 / 226 637 Fax#: (264-61) 32 222 E-mail: women_affairs@namibia.com.na
国際機関			
国連女性基金南アフリカ地域事務所	域内管轄国（アンゴラ、ボツワナ、レソト、マダガスカル、マラウイ、モーリシャス、モザンビーク、セイシェル諸島、スワジランド、タンザニア、ジンバブエ）におけるジェンダー主流化	ジェンダー主流化	Takura House, 67/69 Union Avenue Harare, Zimbabwe Ph#: 263 4 792 681 Fax#: 263 4 704 729
国連開発計画ナミビア事務所	開発全般	ジェンダー主流化	Private Bag 13329, Windhoek, Namibia 264 Ph#: + 264 61-204-6111 Fax#: + 264 61-204-6207 Email: fo.nam@undp.org Web site: www.undp.org/rba/
NGO			
Khomas Women in Development (KWID)	女性のエンパワーメント	女性のエンパワーメント	P.O. Box 7061 Katatura, ERF 682, Windhoek, Namibia Ph#: 264-61 218723 Fax#: 264-61 265893

名称	対象分野	主な活動	連絡先
Legal Assistance Centre	レイプや家庭内暴力 女性の地位向上	人権保護及び女性の 社会的地位向上 平和構築、難民保護	P.O. Box 604, Windhoek, Namibia 4 Korner str., Windhoek, Namibia Ph#: 061 223356 Fax#: 061 234953 Email: dianne@iwwn.com.na
Namibian Women's Association (NAWA)	ジェンダー全般	N/A	P.O. Box 3370 John Knox Street, Maroela, Katutura Ph#: 061 262 461 Fax#: 061 213 379
Sister Namibia	レズビアンの人権保 護 リプロダクティブ・ラ イツ	N/A	P.O. Box 40092, Windhoek 9000 Ph #: 264 61 230 618/230 757 Fax #: 264 61 236 371 Email: sister@windhoek.org.na or sister@iafrica.com.na

(2009年3月現在)

6-2 関連文献リスト

文献名	著者	出版社・機関	発行年
統計			
Namibia Household Income and Expenditure Survey	Staff of Central Bureau of Statistics	Central Bureau of Statistics	2006
Population Projections 2001-2031	Staff of Central Bureau of Statistics	Central Bureau of Statistics	2006
2001 Population and Housing Census	Staff of Central Bureau of Statistics	Central Bureau of Statistics	2003
教育訓練			
Education Statistics	Education Management Information System (EMIS)	Ministry of Education, Namibia	2006
保健医療			
Demographic and Health Survey	Staff of Ministry of Health and Social Services	Ministry of Health and Social Services	2008
A Guide to HIC and AIDS	Directorate for Special Programmes	Ministry of Health and Social Services	2008
The National Strategic Plan on HIV/AIDS, Third Medium Term Plan 2004-2009	Directorate for Special Programmes	Ministry of Health and Social Services	2004
National Policy on HIV/AIDS	National AIDS Committee	Ministry of Health and Social Services	2007
A Guide to HIV and AIDS Workplace Programmes	Directorate for Special Programmes	Ministry of Health and Social Services	2007
Report on the 2008 national HIV Sentinel Survey	Directorate for Special Programmes	Ministry of Health and Social Services	
農林水産業			
The National Agricultural Policy	Staff of Ministry of Agriculture, Water and Rural Development	Ministry of Agriculture, Water and Rural Development	1995
経済活動⁹			
National Account	National Planning Commission	Central Bureau of Statistics	2008
社会・ジェンダー分析			
Statistics on Men and Women in Management Positions in the Private sector of Namibia	Staff Ministry of Gender Equality and Child Welfare	Ministry of Gender Equality and Child Welfare	2006
Statistics on Men and Women in Management Positions in the Parastatals of Namibia	Staff Ministry of Gender Equality and Child Welfare	Ministry of Gender Equality and Child Welfare	2006
Statistics on Men and Women in Management Positions in the Public Sector of Namibia	Staff Ministry of Gender Equality and Child Welfare	Ministry of Gender Equality and Child Welfare	2006
National Development Plan (Goal Indicators, Baseline and Target in Gender issues)	Government of Namibia	Government of Namibia	2007
Ministerial Annual Report	Staff Ministry of Gender Equality and Child Welfare	Ministry of Gender Equality and Child Welfare	2006

⁹ Economic activities of women are included in general statistics

文献名	著者	出版社・機関	発行年
National Gender Policy	Department of Women's Affairs	Office of the President	1997
Monitoring and Evaluation Plan, for the National Plan of Action 2006-2010 for Orphans and Vulnerable Children in Namibia Vol. 1	Staff Ministry of Gender Equality and Child Welfare	Ministry of Gender Equality and Child Welfare	2007
Monitoring and Evaluation Plan, for the National Plan of Action 2006-2010 for Orphans and Vulnerable Children in Namibia Vol. 1	Staff Ministry of Gender Equality and Child Welfare	Ministry of Gender Equality and Child Welfare	2007
National Gender Policy, Domestic Violence Act among Measures Highlighted Anti-discrimination committee experts welcome namibia's steps to advance women's	Minister of Gender Equality and Child Welfare Presents	Minister of Gender Equality and Child Welfare Presents Report,	2007
Namibia National Progress Report on the Implementation of the Beijing Platform For Action (Beijing +10)	Ministry of Women Affairs and Child Welfare	Ministry of Women Affairs and Child Welfare	2004

7. 用語・指標解説

<用語説明>

用語	説明
ジェンダー (gender)	社会的・文化的性差のこと。生物学的な性差（セックス）は、基本的には変更不可能だが、男女の役割やその相互関係を示す社会的な性差（ジェンダー）は、人々の考え方や価値観によって規定されているため、時代や地域などにより異なり、また変えていくことができる。
インフォーマル・セクター (Informal Sector)	労働統計上、雇用者のいない単独業種の経済活動の人口や家族従業者。この特徴は、単純な技術、わずかな資本、営業場所不定、最低限の被雇用者（もしくは被雇用者なし）、準適法性・登録の欠除、帳簿付けの欠如などである(ILO の定義による)。インフォーマル・セクターの労働者は、制度的・法的保護の目からもれ、不安定・低賃金労働環境に置かれることが多い。
GAD (ジェンダーと開発) (Gender and Development)	開発過程において、ジェンダー格差やその背景となる社会・経済構造を変革することによって、不利な立場にいる女性（あるいは男性も）の問題解決を図ろうとする施策。女性のみを対象とした取組だけでは真の問題解決にはならないとの観点から、ジェンダー視点を踏まえた GAD が 1980 年代に入って提唱されるようになり、開発援助のアプローチは、WID（女性と開発）から GAD へ転換されつつある。
リプロダクティブヘルス/ライツ (reproductive health / rights)	性と生殖に関する健康/権利。安全で満足な性生活を営めること、子供を産むかどうかの選択、時期、人数などを決定する自由をもつこと。
ナショナル・マシナリー (national machinery)	男女平等を推進する国レベルの女性問題担当行政機関。女性政策の立案・実施・各省庁への男女平等な施策の実施の促進を行う。
エンパワーメント (empowerment)	個人または集団が政治・経済・社会的な力をつけていくこと。
アファーマティブ・アクション 又はポジティブ・アクション (affirmative action / positive action) (積極的差別是正措置)	被差別集団が過去における差別の累積により他の集団と比べ著しく不平等な状態に置かれているような場合、格差の急速な是正のためにとられる積極的な優遇措置。
アクセスとコントロール (access / control)	アクセスは土地、労働、資金といった経済活動を行う上での資源やサービスなどを使用できること、あるいは使用する権利を有すること。コントロールは資源やサービスなどの管理について決定したり、所有したりする権利。
再生産活動	子供を生み、育てることといった「次世代を再生産」する活動と、洗濯や炊飯といった家族員が日々の生活を維持し、労働力を再生産していくための活動。

<指標説明>

指標	説明
インフレ率	GDP デフレーターを代用。
ジニ係数	所得分配の不平等の度合を示す係数。0 と 1 との間の値をとり、完全に平等な場合 0、完全に不平等な場合 1 をとる。0.4 以上の場合、不平等度が高いと一般的に判断される。
女性所得比率	各国比較可能な該当データがなく、UNDP の女性所得比率では、非農業部門における男性所得の 75% を女性所得として算出している。
合計特殊出生率	ある年次における再生産年齢（15 - 49 才）の女性の年齢別特殊出生率の合計。一人の女性が、その年次の年齢別出生率で一生の間に生む平均子供数を表わす。
1才未満乳児死亡率	出生 1000 に対する 1 才未満児死亡数の比率、すなわち 1 年間の 1 才未満児死亡数÷1 年間の出生数×1000。
5才未満幼児死亡率	出生 1000 に対する 5 才未満児死亡数の比率、すなわち 1 年間の 5 才未満児死亡数÷1 年間の出生数×1000。
妊産婦死亡率	10 万人出産に対して、妊娠関連の原因で死亡した女性の年間あたりの人数。
出産介助率	医師、看護婦、助産婦、訓練を受けた公衆衛生従事者、あるいは訓練を受けた伝統的な出産介助者のもとに出産をする割合。
低体重児率	2500 グラム以下で生まれた新生児の割合。
経口補水療法 (ORT) 使用率	5 才未満児の下痢に対して経口補水塩または代替溶液が使用される比率。
小中学校就学率	総就学率(または粗就学率)は学齢に関係なく就学している生徒数が学齢相当人口に占める割合。 純就学率は学齢相当の就学数が学齢相当人口に占める割合。